

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱別表(第3条関係)

補助事業の種類	補助対象経費	補助対象限度額	補助率
彦根市自主防災組織活動事業	<p>次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費</p> <p>(1) 情報収集伝達用資機材 メガホン、ラジオ、トランシーバー、小型屋外サイレン、放送設備、衛星携帯電話(本体購入費に限る。)</p> <p>(2) 初期消火用資機材 消火器(街頭用、訓練用)、消火バケツ、消火栓ボックス、消火栓用ホース、ノズル、はっぴ、作業服、長靴、管鎗(そう)、スタンドパイプ、キーハンドル</p> <p>(3) 避難・救出・救護用資機材 避難旗、救急用品、担架、救急医療具、ヘルメット、強力ライト、ロープ、はしご、バール、のこぎり、小型発電機、ポータブル電源、ポータブル電源用ソーラーパネル、投光器、チェーンソー、避難場所看板、避難誘導看板、ベスト(ビブス)、かけや、スコップ、コードリール、誘導灯、車椅子、ストレッチャー</p> <p>(4) 給水・給食用資機材 湯茶器、給水タンク、炊飯器具、調理器具、かまどベンチ(材料費に限る。)</p> <p>(5) その他第一種事業の資機材等として市長が認めるもの</p>	(千円) 300	2分の1
第二種事業	<p>次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費</p> <p>(1) 初期消火用資機材 可搬式動力ポンプ、消火マスター(訓練用)</p> <p>(2) 避難・救出・救護用資機材 大型発電機、発電機付投光器、リヤカー</p> <p>(3) 給水・給食用資機材 移動式炊飯器、飲料水用ろ水器</p> <p>(4) 防災知識普及啓発用備品 訓練用人形</p> <p>(5) その他 ホース乾燥塔(附属設備(巻き上げウインチ)を含む。)、資機材収納箱、資機材倉庫、パイプテント</p> <p>(6) その他第二種事業の資機材等として市長が認めるもの</p>	(千円) 800	2分の1
第三種事業	<p>次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費</p> <p>(1) 救助用資機材 携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、チェーンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等</p> <p>(2) 消火用資機材等 組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等</p> <p>(3) その他 炊飯装置、資機材倉庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架等</p>	(千円) 下限 300 上限 2,000	2分の1 (滋賀県自治振興交付金との併用)
設置事業	第一種事業に準じる。	(千円) 150	1分の1